

資料 2

介護保険等運営協議会
令和 4 年 9 月開催令和 4 年度指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の
選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第 14 条第 2 号及び「安曇野市指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例」第 14 条第 1 号の規定に基づき、下記の指定居宅介護支
援事業所の選定について意見を求めます。

記

指定居宅介護支援事業所名	内 容
はなぞの居宅介護支援事業所	所 在 地：松本市井川城 2 丁目 10-27
	事業所開設日：令和 4 年 4 月 1 日
	内容：新規に居宅介護支援事業所を開設し、事業者が業務の受託を希望しており、基準条例第 14 条第 3 号の基準を満たすため。なお、松本市でも同様の事業の受託をしている。